

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
1	省庁	I 1	1	15	「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・令和8年度)」を改定するものである。 ↓ 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・令和3年度)」を改定するものである。	意見のとおり修正。(年度も年に変更)
2	省庁	I 1	2	31~33	(文言修正案) また、2016(平成28)年には「森林法」が改正され、「鳥獣害防止森林区域」を設定することができるようになり、森林における区域を明確にした上での対策を推進することになった。 →また、2016(平成28)年には「森林法」が改正され、「 <b>鳥獣害防止森林区域</b> 」の設定等が新たに措置されたところであり、野生鳥獣による被害が深刻な森林についてはその区域等を明確化した上で防除対策を講じることとされた。  理由：当庁通知の書きぶりに修正	意見のとおり修正。
3	学会	I 1	3	2	地域によっては個体数や農林業被害の減少が見られた、について、どこの地域か知りたく、引用をいれてほしいです。	令和4年度報告書を引用文献に加えた。
4	都道府県	I 2	3	11	農業被害面積について言及されているが、耕地面積が減少する中、被害面積が減少するのは当たり前で、一方で被害額は増加傾向にある。そのため、被害面積の減少が対策の進捗に起因するものと言及は飛躍しすぎではないか。	9の意見と合わせつつ、「対策が進んだ」とまでは言及しないこととした。
5	省庁	I 2	3	18	「そのため」以降の「単に数を獲る、獲れるところで獲るという捕獲ではなく、被害軽減のための計画的な捕獲を実施する必要性」については同意見であるが、1つ前の段落「生息密度が高かった地域では捕獲強化対策が効果を上げつつある一方、生息密度が低かった地域では対策が十分ではなく、むしろ生息密度が増加している可能性が示唆された」を踏まえると、「多く捕獲することが必要」という論理にならないか。 「そのため～挙げられた」の出典が不明(R7.2.27の検討会の資料2-2のP4で類似の記載が「H29」の指摘として整理されているが、H29の会議資料等は公表されていない)のため、具体の修正案をお示しすることができないが、「被害軽減に必要な捕獲を実施する必要性」につながる指摘を引用するべきではないか。	前文とのつながるよう文章を修正。
6	省庁	I 2	3	22	農作物被害金額や農作物被害面積も都道府県単位で把握しているが、「都道府県単位では農業被害意識等の指標で把握」とあり、被害金額や被害面積が全国単位でのみ把握していると受け止められる記載となっているため修正いただきたい。	「都道府県単位では」の記載を削除。
7	学会	I 2	3	23	農業被害面積だけ取り上げ、被害金額を取り上げないのは片手落ちに思います。今の文章を見る限り、全国的に農業被害は鎮静化している印象を受けますが、そうだとしたら地域(や都道府県)で示していただき、被害が鎮静化している県を明示すると有益だと思いました。	9の意見と合わせて修正した。
8	学会	I 2	3	23	一方で、から始まる植生被害や生態系への影響について、ここでは林野庁HPを引用していますが、その図がガイドライン内にあってほしいと思います。個々の被害の時間軸の変化を見る上では、P.83に各種図表があります。農林業被害が図に対し、植生被害や生態系への影響については、P.83にさまざまな地域の研究論文の定性的な記述の羅列となり、比較がしづらい印象を受けました。	IV資料編に、森林生態系多様性基礎調査の図を記載。
9	省庁	I 2	3	25	農作物被害金額と農作物被害面積の2項目の傾向を記載しているが、ピークや下限の年度にズレがあり分かりづらいため、農作物被害金額か農作物被害面積のどちらか一つの項目で記載していただきたい。(※被害金額のピークはH23~H24、被害面積のピークはH22~H24、被害金額の下限はR1、被害面積の下限はR3であり、このまま2項目とする場合は記載の修正が必要)	4と7の意見と対立するが、本意見を採用する形で修正した。
10	省庁	I 2	3	27	農林水産省実施の調査の記載であれば、「農業被害金額」は「農作物被害金額」に修正いただきたい。	意見のとおり修正。
11	省庁	I 2	3	22,25	農林水産省実施の調査の記載であれば、「農業被害金額や農業被害面積」は「農作物被害金額や農作物被害面積」に修正いただきたい。	意見のとおり修正。
12	学会	I 2	3		「なお、2021(令和3)年度の捕獲率を継続した場合、目標達成は令和13年度の見込み…」→「全国のニホンジカ及びビロシンの個体数推定の結果について、令和4年度末の推定は、令和3年度末の推定と様相が異なって(悪化して)いる。令和4年度末の結果、さらには令和5年度末、令和6年度末の推定結果を反映した表現に改めるのが適切。	「令和13年度の見込み」という表現も情報更新とともに変化していくため、具体的な記載は避けるようにした。
13	省庁	I 2	4	29	「●」の3つの「課題」と、P3-4の(1)と(2)の項目名に出てくる「課題」とが対応していませんが、改良は不要でしょうか。	タイトルや構成を変更した。
14	省庁	I 2	4	32	(文言追加案) (3) 課題への対応 ●森林地域等での <b>植生被害・生態系への影響に係る</b> 現状把握や対策不足に関する課題  理由：17ページに「ここでは農作物や林産物の生産活動に及ぼすニホンジカの影響は扱わないものとする」とあるように、II 2 は林業被害は対象外とし、森林の植生被害・生態系への影響という観点のみの記載となっていることから、正確化のため。	意見のとおり修正。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
15	学会	Ⅱ 1	5	13	シカの管理は、森林管理や生物多様性保全、感染症対策といった、複数の政策体系を横断するような概念図も提示することが必要ではないか？文章の中ではp11以降に記載があるが、文章だけでは読み飛ばされてしまうおそれがある。異なる計画間の整合性をとることについても言及されているが、生物多様性地域戦略や、市町村森林整備計画など、地域づくり全体のなかでの「シカの管理」という施策の位置づけについて、もう少し工夫した記載が必要ではないか。	文章による記載で趣旨が伝わると考えているが、今後の参考とさせていただきます。
16	省庁	Ⅱ 1	5		P5～9にかけて、政策体系の構造についての記載が続きますが、必ずしもシカに限定されない話も多く、シカの特定鳥獣管理計画のガイドラインの中にこのような記述が相当量盛り込まれることに違和感があります。「資料編」に移動するなり、「囲み記事」にするなりしてはどうでしょうか。	今後イノシシ計画などにも盛り込む方針のため、このままとした。
17	省庁	Ⅱ 1	6	図Ⅱ-2	図Ⅱ-2の事業2の「許可捕獲補助金支援」に鳥獣交付金も含まれる場合、主体「市町村・国」に「都道府県」の追記も必要。(鳥獣特措法第8条2項)	意見のとおり修正。
18	省庁	Ⅱ 1	6 7	29 図Ⅱ-2	「農政部署による」は不要ではないか。(許可捕獲も防護柵設置も、実態としてともに市町村事業が主ではないか。)	意見のとおり修正。
19	都道府県	Ⅱ 1	8	9	ロジックモデルを鳥獣行政として責任を負うべき範囲が明確になる、というのは具体的にどういう意味かがわかりませんでした。具体例を示していただけませんか	具体例までは示さなかったが、説明を追記した。
20	省庁	Ⅱ 1	10	4	「(2) 特定計画の目標と達成に向けた論理的な筋道の設計」 ↓ 「(1) 政策体系の構造と目標達成に向けた論理的な筋道の設計」	意見のとおり修正。
21	学会	Ⅱ 1	10	24	2)①の優先順位の考え方の例。農業被害を先に、徐々に林業被害・森林被害へと書き方は誘導しているように感じる。地域や状況に応じて、優先すべき地域や政策はことなるため、例の書き方を変更するべきと考える。	植生・生態系被害に関する問題も例示した。
22	学会	Ⅱ 1	10		優先順位という発想は大きく同意するところですが、政策や施策段階で、優先順位をつけるということができるように思えず、そのように実行している県の事例があれば、「参考となる事例」で取り扱っていただきたいと思いました。	現状では参考事例は提示できないため、今後の保護管理レポート等での対応を検討。
23	都道府県	Ⅱ 1	10～11		優先順位を設定し、対策を講じることの重要性は理解しているが、既に予算や人員が不足している状況のため、優先度を付けて事業を実施することは実現困難であると考えている。	ご指摘いただいた内容については、現時点では対応が難しい状況であり、今後の参考とさせていただきます。
24	学会	Ⅱ 1	11	1	2)②の優先順位の考え方の例、2個目、被害が何を指しているのか具体性がない。農業被害、林業被害、生態系被害など、具体的に明示していないため、上段の農業被害のことを指しているように感じる。	「農林業被害」とした。
25	学会	Ⅱ 1	11	12	2)③の例、捕獲、防護、希少植物が書かれているが、対策の優先順位としては、国土保全は大きな要素の一つであり、例に入れてもらいたい。例えば、土砂災害が発生し、人的な被害発生への恐れの高い地域では、捕獲および防護を優先的に実施する。	国土保全の例は、「政策」段階の優先順位で触れた。
26	都道府県	Ⅱ 1	11	22	他部局との調整について、シカの生息状況と対策について情報交換は行っているが、農林業への被害が顕著化していないため、対策の優先度が低く調整は困難である。	今回は考え方を示すにとどめているため、詳細な状況に対応した記載は避けることとした。
27	省庁	Ⅱ 1	11	一つ目(例)	由息状況には分布も含まれると思うので、分布と並列で書くなら「生息密度」とするのはどうでしょうか。「ニホンジカの生息密度」の状況や分布拡大の状況から、現在農林業被害が発生している地域の深刻度を考慮して優先するか、・・・」	意見のとおり修正。
28	省庁	Ⅱ 1	12	2～3	鳥獣害防止森林区域での被害対策は市町村森林整備計画等により市町村が担当するため 一鳥獣害防止森林区域での被害対策は市町村森林整備計画等により市町村等が担当するため  理由：都道府県、森林管理署等も含むため	意見のとおり修正。
29	省庁	Ⅱ 1	13	図Ⅱ-5	図Ⅱ-5は農業被害減少を成果目標とするロジックモデルとなっているが、GL案でも部分的に記載されているとおり、農業被害減少には柵等による対策の効果も大きく関与するため、当該成果目標に対し「活動」を捕獲のみに絞ったロジックモデルは成り立たないのではないか。あくまで例示として、捕獲のみに限定しているのであれば、「被害減少に向けては捕獲こそが必要(当該ロジックモデルで言えば国・都道府県による捕獲予算投入)」との誤解を招かないよう、例示であることが分かるようにすべき(ロジックモデル上、各階層に分岐があることは分かるが、白地部分の縦ロジックだけが目立つ印象)。	注釈で例示であることを記載。
30	省庁	Ⅱ 1	13	図Ⅱ-5	図Ⅱ-5において、資源(予算)投入の主体は「国・都道府県」となっている(図Ⅱ-2では「市町村・国」)が、個体数調整や指定管理事業を念頭におかれたものか。そうであれば、個体数調整や指定管理事業においても「農地周辺でシカを捕獲」するの(図Ⅱ-7も同様)	そのような可能性も含め、ここでは幅広く想定し「国の財政支援 都道府県や市町村予算」に修正。
31	都道府県	Ⅱ 1	13	表Ⅱ 2	表Ⅱ 2 モニタリング調査実施の例のうち下層植生衰退度調査については、実施を検討していたが、調査費用がかさみ、限られた予算の中で捕獲業務を縮小させることもできず、断念している状況である。県研究機関や県内大学等においては、林業系の研究者は少なく民間への委託となってしまうことから、他に予算を抑えられる手法があれば共有いただきたい。	予算を抑えられる手法は今のところないため、今後の検討課題とした。
32	省庁	Ⅱ 1	14	-	図Ⅱ-5及び表Ⅱ-2の成果の評価について、農業被害指標は農業被害意識ではなく、林業の指標と同様に農作物被害面積・被害量・被害金額とするべきではないか。なお、農作物被害面積・被害量・被害金額は市町村単位でデータを取っている。	農作物被害金額・被害量・被害金額も含めた。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
33	学会	II 1	14	表 II-2	表 II-2 「林業被害面積」でよいのか。北海道の研究者が実施しているように、被害率をガイドラインでは推進するべきと思う。被害面積の算出方法には様々な疑問があるため、被害率の方が数値目標の設定、実際の被害状況の把握に適していると考え。	森林や林業被害の適切な指標は整理できておらず、今後の検討課題とした。
34	学会	II 1	14	表 II-2	表 II-2 実績の評価「出猟カレンダー調査(捕獲数、捕獲場所等)」ではなく、「出猟カレンダー調査(捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量)」と捕獲努力量を明確にしてほしい。有害捕獲の捕獲努力量の収集ができていないことが課題としてあるため。	意見のとおり修正。
35	都道府県	II 1	14	表 II 2	表 II 2 モニタリング調査実施の例のうち出猟カレンダー調査については、狩猟のみのデータで集計しており、回収率も低下しているところ。有害鳥獣捕獲においてもカレンダー調査を実施したいが、煩雑さから市町村や捕獲従事者の協力を得るのが難しいと考えている。何か良い手法があれば共有いただきたい。	画期的な方法はないが、IV4の事例で有害捕獲でも出猟カレンダーを導入した栃木県の事例を掲載している。
36	省庁	II 1	14		表 II-2中、REM・REST・CT-DS・ISといった調査方法が記されていますが、解説が必要ではないでしょうか(「IV資料編」で紹介されるのでしょうか)。なお、「IS法」については、林野庁関東森林管理局で実施していますので、参考までに下記HPをご案内します。 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/hogozigyou/choju.html">https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/hogozigyou/choju.html</a>	資料編で解説するため、このままとした。
37	省庁	II 2	15	4	次のように改行してはどうでしょうか。 結果として1990年代以降、全国的にニホンジカの著しい増加や生息域の拡大が生じ、国内の様々な生態系に対して深刻な影響を及ぼしている。ニホンジカが長期にわたり高密度に生息する地域では、 → 結果として1990年代以降、全国的にニホンジカの著しい増加や生息域の拡大が生じている。これにより、国内の様々な生態系に対して深刻な影響を及ぼしている。ニホンジカが長期にわたり高密度に生息する地域では、	意見のとおり修正。
38	都道府県	II 2	15	9	「…高密度に生息する地域では、採食や…」を「…高密度に生息する地域では、植栽木の食害により健全な森林の造成が危惧され、採食や…」にしてはどうか。	II 2では人の生業への影響は扱わないため追加はしなかった。
39	学会	II 2	15	12	落葉・落枝(リター)の流出ではなく、採食による落葉層の喪失→土壌の乾燥・土壌動物への影響・土壌の流出ではないか?(図 II-6も同様)	落葉層の減少要因として、ここでは主に林床植生の衰退による斜面下方への運搬量の増加を想定しており、修正しなかった。
40	省庁	II 2	15	30	「食料や資源としての鳥獣が十分に活用されない状況にある」とはどのような意味合いで用いられているのか。(植生・生態系被害の対策で利用について触れられているが、以降関係・対応する記載が無いように思われる)	該当部分を削除した。代わりに、人の営みが地方で衰退している点を強調すべく「狩猟者は2010年ごろまでに大幅に減少した。」を追加した。
41	都道府県	II 2	16	1	ニホンジカの影響を(採食・踏圧×時間)と定義と記載されていますが、もう少し説明していただけないでしょうか	説明を追記した。
42	省庁	II 2	16	9	「ニホンジカは本来、生態系の一員であり、」の部分で改行してはどうでしょうか。	意見のとおり修正。
43	省庁	II 2	16	表 II-3	間接的影響 2 A. 8高木(ブナ)の生育不良→A. 8高木(ブナ)の生育不良 理由: ブナを特記する必要がないため。	ニホンジカの影響によって高木の成長量が減少した事例は九州(宮崎県椎葉村)のブナで明らかにされている(Abe et al. 2024)のみで、他には見つけられなかったため、修正しなかった。
44	学会	II 2	17	3	<不可逆的な変化>には多様な意味が考えられる。例えばブラウジング・ラインの形成は下層植生がすでに消失して回復できない可能性を示しているかもしれない。	この概念図では影響が小さい状態から大きい状態へ推移する過程でブラウジング・ラインが現れることを表している。その段階ではまだ影響を受けやすい植物は数を減らしつつも、根茎や種子・胞子で残っている状態を想定した。
45	省庁	II 2	17	6	ニホンジカの影響が大きい状態ではナラ枯れや台風のような他の攪乱イベントが発生すると→ナラ枯れを削除 理由: ナラ枯れは攪乱といえるような状況とは考えにくく、これを入れる必要がないため。	ナラ枯れを削除した。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
46	省庁	Ⅱ 2	17	10~19	<p>(文言修正案) ニホンジカの食害により森林下層の植被率が低下し浸透能が低下した結果、森林のもつ水源林としての機能の低下が強雨時に地表面が浸食され土砂災害にもつながり、森林の水量調整機能・水質形成機能も低下する等、安全が脅かされたり、生活に必要な資源（基本資材）が減少したり、劣化したりする可能性がある（例：滋賀県伊吹山）(表Ⅱ-4)。 (中略) 伝統行事に必要な資源の消失等が文化的な行事の開催にとって支障となっていたりする事例もある（表Ⅱ 4）。</p> <p>(理由) 「森林のもつ水源林としての機能の低下」が意味するところが曖昧であり、表現適正化のため修正。（表Ⅱ 4）はこのバラの末尾に記載すべき。 また、「水量調整機能・水質形成機能」は「水量調節機能・水質浄化機能」とするのがより一般的と考えるが、資料編やJB03等から引用した表現であれば原案で問題ない。</p>	<p>意見の通り文章を修正。 ただ「水質形成機能」を「水質浄化機能」へ変更する件に関しては、参考とした文献「丹沢の自然再生」で、水質形成機能を使用しており、変更しなかった。 戸田浩人. 2012. 水源林の水質形成機能. 木平勇吉・勝山輝男・田村淳・山根正伸・羽山伸一・糸長浩司・原慶太郎・谷川潔編. 木平他編. 丹沢の自然再生. 第1編. 第4章. p61-71. (株)日本林業調査会.</p>
47	省庁	Ⅱ 2	17	図-Ⅱ-6	<p>図の青矢印中のナラ枯れを削除。</p> <p>理由：ナラ枯れは攪乱といえるような状況とは考えにくく、これを入れる必要がないため。</p>	ナラ枯れ(ブナ枯れ)を削除した。
48	省庁	Ⅱ 2	18	10	<p>生物多様性国家戦略(脱字の修正)</p>	意見のとおり修正。
49	省庁	Ⅱ 2	18	表Ⅱ-4	<p>(文言修正案) 水源林の機能低下→森林の公益的機能の低下 C.1土砂災害を防止・軽減する機能の低下→C.1山地災害防止機能の低下 C.2水量調整機能の低下→C.2水源涵養機能の低下 C.3水質形成機能も水源涵養機能に含むため削除</p>	ご意見のとおり表の記述を修正。水源涵養の意味が明らかとなるよう「C2. 水源涵養(水量調整・水質形成)機能の低下」とした。
50	省庁	Ⅱ 2	18		<p>表の下の記述(※の部分)は不要ではないでしょうか。</p>	都道府県担当者向けには説明があった方が丁寧と判断し、このままとした。
51	省庁	Ⅱ 2	19		<p>「2)対策(活動の内容)」では植生保護柵について言及がありますが、植生保護柵には次のような効果が判明しているため、必要に応じて、紹介いただけませんか。 <a href="https://www.miyazaki-u.ac.jp/newsrelease/edu-info/post-1279.html">https://www.miyazaki-u.ac.jp/newsrelease/edu-info/post-1279.html</a></p>	Ⅲにて参照先を紹介。
52	学会	Ⅱ 2	20	6	<p>「連携の対象となる関係者」については書かれているが、対策を進めていく主体が書かれていない。</p>	主体を追記した。
53	都道府県	Ⅱ 3	20	12	<p>「年度別実施計画」は捕獲だけに関する計画ではないと思うので、「3計画的・効果的な捕獲対策」の中に含まれているのは違和感を感じます。</p>	<p>(1)のタイトルを「年度別実施計画」→「年度別実施計画の活用」に変更。 最初の文章に「特定計画、および特定計画の年度別の実実施計画(以下、「年度別実施計画」という。)は、捕獲対策に限らず、被害防除対策等含む総合的な施策を取りまとめるものである。一方で、捕獲対策は個体数調整の中核となる施策であり、計画的かつ継続的な実施が求められることから、本項では、特定計画および年度別実施計画について、主に捕獲対策の観点からその活用方法を整理する。」と追記。</p>
54	学会	Ⅱ 3	20	13	<p>「治山部局」は「林務部局」の一部門なのでは。また、土壌浸食に「土木部局」が関わる可能性はあるのか？</p>	現状のままとした。
55	都道府県	Ⅱ 3	20	表Ⅱ 5	<p>表Ⅱ 5 植生被害・生態系への影響低減に向けた対策及び計画の検討における実施体制について、森林管理や土壌浸食の分野においても、市町村を連携対象に含めていただきたい(地元の意向を確認する必要があるため)。</p>	意見のとおり修正。
56	省庁	Ⅱ 3	20		<p>表Ⅱ-5 は、人工林等では「森林管理署」、自然公園等では「林野庁(森林管理署)」となっておりますが、「森林管理署」に統一いただけますでしょうか。 保全上重要な地域(自然公園等)における対策の役割分担 「林野庁(森林管理署)」</p>	意見のとおり修正。
57	省庁	Ⅱ 3	20		<p>「3 計画的・効果的な捕獲対策」では、はじめから「(1)年度別実施計画の活用」となっていますが、唐突な印象を受けます。「1 ニホンジカ管理政策体系の構造と設計」と「2 植生被害・生態系への影響低減に向けた対策」では、それぞれ、必要性について言及があるので、同様の記載ぶりとしてはどうでしょうか。 また、「3 計画的・効果的な捕獲対策」で主に取り扱われているのは「年度別実施計画」ですが、この記載が「III計画立案編」よりも前にあるのはわかりにくく感じます。</p>	<p>意見のとおり修正。 数行で必要性を記載。</p>
58	都道府県	Ⅱ 3	21	16	<p>鳥獣被害防止計画と年度別実施計画で、相乗効果が発揮されるように～と記載がありますが、具体的にどのような内容の調整を行えば相乗効果が発揮できると想定しての記載でしょうか。鳥獣被害防止計画に関しては改定時に意見照会が来るので、その際に意見を付すこともできると考えておりましたので、相乗効果を発揮できる想定を教えてください。</p>	文章を追加。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
59	省庁	Ⅱ 3	22	11	森林法等に基づく森林整備事業などを削除 理由: 森林整備事業は森林の多面的機能の維持・増進を目的に造林や間伐等の森林施業への支援を行う事業であり、「計画的・効果的な捕獲対策」の項目においてニホンジカの軋轢軽減に向けて連携する予算事業として本事業を例示することは、事業趣旨に誤認を与えることから、記載を削除願いたい。	「森林整備事業」は削除し、軋轢の低減には総合的な対策が必要であるという観点は残せるよう修正した。
60	省庁	Ⅱ 3	22 62	7 29	被害防止計画の主目的は農業被害の軽減なので、「農林業被害・生活環境被害軋轢の軽減」は「農業被害等の軽減」とすべきではないか。	意見のとおり修正。
61	省庁	Ⅱ 3	22ほか	2ほか	全体的に「鳥獣被害防止計画」と「被害防止計画」が併用されているが、法令上の文言として後者に統一すべきではないか。	全体的に「被害防止計画」に統一。
62	学会	Ⅱ 3	23	26	シカによりすでに不可逆的な変化が生じたところでは対策によって元に戻すことはできないが、植生は比較的低いシカ密度でも継続すると大きな影響を受ける可能性があることを考えれば、「生息密度が高い状態が継続して影響が強く現れた地域」と、「まだ生息密度が低く影響が顕著ではない地域」では、保全のために捕獲を強化すべきという考え方もあるのではないか。	そのような考え方もあるが、特定計画の最終目標達成のための、捕獲事業の優先順位であることはすでに述べているため、このままとした。
63	学会	Ⅱ 3	25	12	「本ガイドラインでは、まずは政策という大きなレベルでの検討として図示する」(p5)と書かれているが、例えばモニタリング手法についての記述は、図Ⅱ2で言えば「政策」や「施策」ではなくモニタリングという「事業」の詳細に関する内容ではないか。全体を通して、「Ⅲ計画立案編」と「Ⅳ資料編」計画立案を行う上での詳細事項」のどちらで説明するかを整理する必要がある。	モニタリングは、政策を評価する手法であって、現状では、政策体系の中には含まれないという整理にしているため、現状のままとした。
64	学会	Ⅲ 2	27		「対象区域を超えた広域管理の範囲」に協議・調整が必要な理由(広域管理の必要性)が示されていない。シカ地域個体群がしばしば行政界を越えて季節移動していることの説明が本ガイドラインにはないので、広域管理の必要性が理解されにくい。	季節移動に行政界を超える可能性があることを記載した。
65	都道府県	Ⅲ 2	30	32	②クマ類、カモシカ及びその他哺乳類の錯誤捕獲について、クマ類以外は、錯誤捕獲の報告が任意であることから、把握していない状況である。他県において、錯誤捕獲の情報収集を制度化しているような事例があれば共有いただきたい。	今回は事例として整理していないため、ガイドラインでの掲載はしない。
66	都道府県	Ⅲ 2	31	2	脱出口付きの箱わなの推奨は今も行っているのか。	自治体等によって対応が異なっている状況であるため記載を残した。
67	都道府県	Ⅲ 2	31	23	農業集落アンケート調査とは、定められた方法や内容があるのか。	参照先のURLを更新した。
68	都道府県	Ⅲ 2	31	29	URLのリンク切れ	参照先のURLを更新した。
69	学会	Ⅲ 2	31	26~31	農林業被害とタイトルにあるが、林業被害についての記載が少ないことが気になります。参考URLでは農業被害についての被害感情のアンケートの結果になりますが、林業被害についての参考資料もあった方がよいと思います。また、林業被害については、被害金額と面積であらわされることが多いですが、その金額と面積には信憑性が低いものが多いのが実態です。北海道森林管理局が実施している簡易チェックシートの中には、林業被害に関する項目があり、50本を調査して、被害率を出しています。被害率の方が客観的な情報になると思うので、そろそろこちらに移行してもらいたいいところです。	林業被害の指標については、農業被害の指標と合わせて、今後の課題とし、現状の記載のままとした。
70	省庁	Ⅲ 2	32	6	鳥獣特措法第16条第2項には報償金となっているため、「報奨金」を「報償金」に改めるべきではないか。	意見のとおり修正。
71	都道府県	Ⅲ 2	32	33	交通事故についての情報は鉄道や道路の管理機関から得られるのか。	得られる場合と得られない場合があるが、機関等によるため現状のままとした。
72	省庁	Ⅲ 2	35	1	Ⅱ2で示したとおり、 ↓ Ⅱ1で示したとおり、	意見のとおり修正。
73	学会	Ⅲ 2	35	図Ⅲ-3	生態系への影響軽減目的→成果目標例→活動目標例 活動目標例が急に新植造林地のことのみが書かれているが、「生態系への影響軽減」が目的の場合は、活動目標が合わない。 活動目標の部分は、希少植物群落への植生保護柵の設置や、土壌保全のための措置などになると思う。 事業については、対策優先地域の抽出→対策優先地域での防護柵設置や個体数管理等の一体的な施策の実施とかになると思う。	代案について、この図への反映が難しく、現状の記載とした。
74	都道府県	Ⅲ 2	36	9	ニホンジカによる影響が深刻化する前の状態を知る有効な情報として、国による自然環境保全基礎調査があると思いますので、データ閲覧のための参照情報があるとよいと思います(すでにどこかに記載されていたら申し訳ありません。)	参照先を③の文末に※で記載。 また、②に記載の例の説明やその参照先を記載。
75	学会	Ⅲ 2	36	19~28	土砂災害ハザードマップを参照し、土壌侵食・土砂災害抑制には有効であることを追加しても良いと思う。	③)①の優先順位の検討の部分で、ハザードマップを参照することを記載した。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
76	学会	Ⅲ 2	37	19~20	シカの影響を排除した環境下で、「柵外よりも目標値を高く設定できる」ことに何か意味があるのか。シカは生態系の一部と前段で記載されているにもかかわらず排除した環境下での目標設定はあまり意味がないと考える。ここでは捕獲によりシカの利用が減って、植生率の回復や種構成の変化、土壌保全対策工によって土壌の移動が減少したか、などではないだろうか。	不要と判断し、記載を削除した。
77	省庁	Ⅲ 2	38		下2パラ(後述のとおり、植生被害…望ましい。なお、植生タイプ…必要がある。)は不要ではないでしょうか。	活動を意識した目標をたてることを伝えるため、内容は残し、文章を省略して記載。
78	学会	Ⅲ 2	40	8~23	「土砂災害ハザードマップを参照し、土砂災害が発生した場合に、人命等に甚大な被害発生が予想される地域」を追加しても良いのでは？	75の意見と合わせて追記した。
79	都道府県	Ⅲ 2	42	表	ニホンジカの生息密度や下層植生衰退度と、土壌侵食や目的b.cの指標項目の関係性を導き出せないため、捕獲頭数などの目標を設定しにくいと感じます。関係性を導き出したうえで目標設定の良い事例があれば記載いただきたいです。	良い事例がないため、現状のままとした。
80	学会	Ⅲ 2	42	表Ⅲ-3	種数や多様性指数は、その群落の優占種の状態によって、シカによる影響を受けた場合の変化の傾向が異なる。非専門家が評価を行う際に、指標が独り歩きしてしまい、適切な解釈がなされないリスクがあるため、ここで指標の事例としてそのままあげるの是不適切と考える。(具体的には、ササ類が優占する植生型でシカによる影響が強まると、ササが衰退して種数や多様性が上昇することになる。)p55表Ⅲ-5についても同様。適切に解釈されないおそれのある指標はガイドラインからは除いた方がよいと思います。	Ⅲ(7)2④の文章を修正し、指標の注意点を記載した。 表Ⅲ-1、Ⅲ-3、Ⅲ-5に注釈を加えた。
81	省庁	Ⅲ 2	45	2	(8)のタイトルは、「数の調整」より、「個体群管理」に関する事項の方が適当ではないか。	基本指針では両方の表現があるが、「記載項目」として記載されている現在の表現とし、そのままとした。
82	学会	Ⅲ 2	45	18	何に対して「効果的」であるのか不明。	「下層植生の回復には」を追記した。
83	省庁	Ⅲ 2	46	5	「具体的な数値の設定が困難である。」としながら、直後に「目標密度を見直して」とあるため、整合を図る必要がありませんでしょうか。	「まず暫定目標を設定」を追記。
84	省庁	Ⅲ 2	46	17~20	人工林に関しては……必要がある。(4行削除) 理由：本記載は、P48の(9)の1)生息環境管理の考え方に含意される内容であり、伐採地に比べればはるかに影響の少ない間伐についてこのような記載をすることは間伐の推進を妨げかねないことから、受け入れられない。 また、個体数管理と森林整備の記載は混同しないいただきたい。	意見のとおり修正。
85	学会	Ⅲ 2	47	27	「森林伐採」を抑制すべき、というように読める。ニホンジカの管理だけのために森林を管理するならそのような対応があり得るかもしれないが、森林の多面的な機能や経済活動としての林業を考慮した場合、理解しがたい。また、牧草が生産されている農地においてシカが採餌している様子はしばしば見られるが、「牧草地の放置」とはどのような意味か不明。	表現を修正した。
86	学会	Ⅲ 2	47	33	「個体群管理、生息環境管理、被害防除対策」が並べられているが、一般的に「被害防除対策」には「個体群管理」や「生息環境管理」も含まれる。	本ガイドラインでは、活動(事業)は3つの観点で検討するというこれまでのガイドラインの流れに沿う形とした。
87	省庁	Ⅲ 2	48	10	(文言修正案) 生息環境管理の活動は、森林の管理を目的として、…→生息環境管理の活動は、 <b>里地里山の適切な管理</b> を目的として、… 理由：1)生息環境管理の考え方に記載のとおり。(基本指針の考え方)	意見のとおり修正。
88	省庁	Ⅲ 2	48	13	(文言削除) 例えば、 <b>森林における対策内容は、地域森林計画や市町村森林整備計画により鳥獣害防止森林区域として設定し、対策を実施している場合があり、農地における対策については、…</b> 理由：鳥獣害防止森林区域の設定は被害防止対策に係わる規定であり、生息環境管理に係わるものではない。	意見のとおり修正。
89	学会	Ⅲ 2	48	20	ここで「施策」として書かれているのは、図Ⅱ2では「事業」としたものではないか。用語を統一することが必要。また、ここに示された対策が実施されるように設けられる補助金等が「事業」であり、実際に土地所有者等が対策を実施することはこの計画でいう「事業」でもないかもしれない。	計画立案編の中での用語統一ができていなかったため、修正。
90	省庁	Ⅲ 2	48	23	<b>整備</b> (脱字の修正)	意見のとおり修正。
91	省庁	Ⅲ 2	48	31	<b>可能な限り作り出さないよう配慮し、(削除)</b> 理由：必要な工事や施業、生業による行為もあることから、「可能な限り作り出さない」という記載は書きすぎではないか。	意見のとおり修正。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
92	省庁	Ⅲ 2	48	34~	(文言削除) 個体群管理……応じて行う。(7行削除) 理由:被害防除対策等は他の項目で記載していることから、本項目では、生息環境管理に関することだけを記載した方がよいのではないかと。よって、3/4は削除してはどうか。	意見のとおり修正。
93	省庁	Ⅲ 2	49	2	ツリーシェルターによる単木保護や防護柵の設置→ツリーシェルターによる単木保護や防護柵等の設置 理由:防護柵に比べてツリーシェルターは、餌資源の多い環境を創出すること、また高コストな防除手法であるため、例示せずに等に含めていただきたい。	文章全体を削除。
94	学会	Ⅲ 2	49	10	表Ⅱ1では「実績(活動目標)」と書かれており、「実績」と「活動目標」は同じ意味であると思われるが、ここでは10行目と11行目のみ「活動目標」、以下「実績」と書かれており、分かりにくい。	用語を修正。矢印の向きによって、計画する際は目標で、評価する際は実績となる。
95	省庁	Ⅲ 2	49 50	15,24 25	「進入」→「侵入」ではないか。(計4箇所)	「侵入」に統一。
96	学会	Ⅲ 2	50	16	表Ⅱ1では「実績(活動目標)」と書かれており、「実績」と「活動目標」は同じ意味であると思われるが、ここでは16行目と17行目のみ「活動目標」、以下「実績」と書かれており、分かりにくい。	用語を修正。矢印の向きによって、計画する際は目標で、評価する際は実績となる。
97	省庁	Ⅲ 2	50	16	「設置圃場」を「防護柵による圃場の受益面積」等に修正。(圃場毎に規模の差があるため、圃場の数自体は指標として適さないのではないかと。本来は整備延長に対し、受益面積が最大となる広域的な柵整備が望ましいが、圃場数を指標とした場合、小規模な柵を多く整備することで目標を達成してしまう)	意見のとおり修正。
98	学会	Ⅲ 2	50	28	農林業被害については個別の対策についてほとんど説明されていないが、植生被害・生態系への影響については植生保護柵、土壌保全対策工、単木保護について詳述され、バランスを欠く。全体を通して、農林業被害対策を植生被害・生態系への影響から切り離し、農林業はシカを増加させる要因としても扱われ、植生被害・生態系への影響と捕獲対策について整理した内容になっているという印象を受ける。	今回のガイドライン改定のポイントを強調した結果であるため、現状のままとした。
99	学会	Ⅲ 2	50	13~14	1km2メッシュよりも林班・小林班単位で実施する方が実務者は考えやすいと思う。 ツリーシェルター削除し、防護柵等に含める。	追記した。
100	省庁	Ⅲ 2	50	14 22	理由:防護柵に比べてツリーシェルターは、餌資源の多い環境を創出すること、また高コストな防除手法であるため、例示せずに等に含めていただきたい。	意見のとおり修正。
101	学会	Ⅲ 2	50	20~22	土壌侵食・土砂災害抑制として下層植生の植生率を上昇させる場合、活動の実績としては、嗜好性の低い植物が繁茂し、土壌緊縛力が高まれば良いという考え方もあると思う。	ご意見のような考え方もあるが、ここでは例としての記載内容にとどめた。
102	学会	Ⅲ 2	50		50-51ページの植生保護柵の設置に関する記述部分に「維持管理」も追記(49ページの「防護柵等の設置や維持管理」と同様に)。	「維持管理」を追記。
103	省庁	Ⅲ 2	51	11	防護柵設置(追記)	意見のとおり修正。
104	省庁	Ⅲ 2	51	24	設置個箇所数(誤字の修正)	意見のとおり修正。
105	省庁	Ⅲ 2	51	31	植生保護柵の設置や(表現の適正化)	意見のとおり修正。
106	都道府県	Ⅲ 2	51~52	36~4	整理番号8と同様で、林業被害率についても検討してもらいたい	林業被害の指標については、農業被害の指標と合わせて、今後の課題とし、現状の記載のままとした。
107	省庁	Ⅲ 2	52	1	土壌保全対策工→土壌保全対策(ハード工事のみを連想させるため工を削除。) (文言修正案) 土壌流出が深刻化している・・・総合的な対策が必要である。 →土壌流出を防止するため、まずは捕獲を強化することが重要である。しかし、土壌流出が進行し、山地災害防止機能の低下が懸念される場合には、捕獲だけでは植生回復が困難な場合もあることから、捕獲に加えて、植生保護柵の設置や土砂流出抑制対策等を行う。	意見のとおり修正。
108	省庁	Ⅲ 2	52	2~9	理由:治山事業は自然災害による被害からの復旧や予防策を目的として実施するものであり、具体の工種も、鳥獣被害による林地荒廃を復旧することが主目的ではないこと、治山事業としての植生工は不安定土砂を固定するために実施するものであり、環境省の事業において不嗜好性植物を別途植栽するのであれば、それが分かるよう記述を分けるべき。	意見のとおり修正。
109	学会	Ⅲ 2	57		「捕獲割合(推定個体数に対する捕獲数)」は、(個体数削減の)端的な施策の目標値であり、自然増加率との比較で評価指標ともなるが、表Ⅲ-6中の1カ所にしか記載がない。(当たり前のことではあるが)捕獲割合が自然増加率を(大きく)上回ることで、個体数削減のために必要であることを文中でも示した方が重要性が伝わる。	ここでの「捕獲割合」の意味は異なるため、表現を修正した。
110	省庁	Ⅲ 2	58	8 9	防護柵等 ツリーシェルターの設置地域面積削減	意見のとおり修正。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
111	省庁	Ⅲ 2	58	表111-6	被害防除 ■防護柵の総延長〇km以上の設置を目指す ■食害防止対策を実施する 面積を〇割以上にする →■対策を実施する面積割合を〇割以上にする  理由：必要な箇所に必要な対策がなされることが需要であることから、総延長ではなく割合の方が指標としてふさわしいのではないかと。	距離も対象地域の面積と関連付けられていれば指標としてはあり得るため、併記のうえ修正した。
112	省庁	Ⅲ 2	58	表111-6	■対策実施状況 ・防護柵設置距離 ・ツリーシェルターの設置地域面積 →■対策実施状況 ・森林の伐採後に対策を 実施する面積割合  理由：必要な箇所に必要な対策がなされることが需要であることから、総延長ではなく割合の方が指標としてふさわしいのではないかと。	割合と、実際の面積や距離を併記した。
113	学会	Ⅲ 2	59	12	国、都道府県、市町村、集落・地域住民(農地・農業従事者)の役割がそれぞれ説明されているが、都市住民の役割、森林における対策の実施主体は示さなくて良いのか。本ガイドラインで多くを割いている植生被害・生態系への影響については、対策の主体が示されていない。	都市住民の役割は具体的な記載案がないためこのままとした。森林の対策実施主体は、基本的には都道府県だが、土地所有者、国立公園、国有林等では他計画に基づいて対策が実施される場合がある旨は、調整のうえ実施することを記載済み。
114	都道府県	Ⅲ 2	59	32~33	「また、国有林、国立公園、国指定鳥獣保護区において、国の機関がニホンジカの管理を実施する場合には、関係都道府県・機関と協力・連携を図る。」 ↓ 「また、国が管理する国有林、国立公園、国指定鳥獣保護区において、国の機関がニホンジカの捕獲を規制する場合には、自らが捕獲を行い個体数を管理するか、関係都道府県・機関と協力・連携を図り、個体数を管理する地域の捕獲活動を推進するよう協力する。」に変更をお願いします。	捕獲を規制する場合の記載は、管理計画のガイドラインでは不要と考え、現状のままとした。
115	省庁	Ⅲ 2	60	4	P20 表Ⅱ-5 への意見と同様。 「保全上重要な地域の保全に関しては、市町村や都道府県の生物多様性保全担当部署や自然公園管理部署、環境省、林野庁(森林管理署)、地域団体などと連携・役割分担を行うことが考えられる。」	意見のとおり修正。
116	省庁	Ⅲ 2	60	33	現行の記載では、国と自治体の協力・連携が必須と読めますが、林野庁直轄で捕獲を実施する場合もある(また、国立公園や鳥獣保護区といった法令規制と同列に扱うものではないものと思料する)ため、「国有林」を削る。 「また、 <del>国有林</del> 、国立公園、国指定鳥獣保護区において、国の機関がニホンジカの管理を実施する場合には、関係都道府県・機関と協力・連携を図る。」	意見のとおり修正。
117	省庁	Ⅲ 2	60		「イ.関係機関との連携」は、「P20表Ⅱ-5」と「連携の目的」や「連携の対象となる関係者」が合っていないように見えます。合わせたほうがよいのではないのでしょうか。	合わせた記載に修正。
118	省庁	Ⅲ 2	62	9	「集落ぐるみで組織的・面的に対策を実施することが効果的な場合があるため」とあるが、個々の農業事業者が単独で実施する方が効果的な例があるのか。例がないのであれば、「…効果的なため」と言い切る形の方が良いのではないかと。	意見のとおり修正。
119	省庁	Ⅲ 2	63	36	「相乗効果が発揮されるよう調整されることが『理想的』である」との表現より「調整される必要がある」の方が適当ではないかと。	意見のとおり修正。
120	省庁	Ⅲ 2	64	17	「被害防止計画との調整は、(中略)市町村との協議や、必要に応じて、(中略)連絡会議等を設置して実施する『ことが望ましい』」について、被害防止計画の都道府県協議は法定されており、また、『必要に応じて』との前置きがあるので、「望ましい」との記載は不要ではないかと。	意見のとおり修正。
121	省庁	Ⅲ 2	66	17	基本指針では「捕獲許可申請」となっているため、合わせてはどうでしょうか。 「・・・他の鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。」	意見のとおり修正。
122	学会	Ⅲ 2	66		罌→わな、まいにち→毎日	意見のとおり修正。
123	学会	Ⅲ 2	66		「クマ類・カモシカ等…、12cm規制の解除を実施する…」→カモシカの混獲対策として12cm規制が有効と受け取られかねない表現なので、カモシカ等は削除	カモシカは削除した。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
124	省庁	Ⅲ 2	67	7~16	「①錯誤捕獲の予防」について、本文と後段の列挙された項目が一部重複するため、また「以下の措置」を柔軟に対応できるようにするため（P31の2（5）3）のように、本文については下記のように修正してはどうか。 捕獲従事者は、錯誤捕獲を予防するためには、捕獲従事者等への教育や指導の徹底を図るとともに、発生状況（使用したわなの種類や設置状況、誘引餌等）に関する情報を収集・蓄積し、分析することで、錯誤捕獲が発生しやすい条件を明らかにし、得られた知見を錯誤捕獲の発生防止に生かすことが重要である。 くくりわなでの錯誤捕獲を予防するには、以下のような措置が有効である。	意見のとおり修正。
125	都道府県	Ⅳ	76	7~9	「また、北海道におけるニホンジカの個体数については、北海道が独自に推定を行っている。2019(令和元)年度末時点での個体数は約67万頭と推定されており、2011(平成23)年度の約77万頭をピークに減少傾向を示し、近年は約65~67万頭で推移している。」 ↓ 北海道におけるニホンジカ(エゾシカ)の個体数について、近年(令和元年度以降)は増加傾向にあるため、最新の知見に基づき記述を更新いただきたいです。	公表情報をもとに記載を修正。
126	都道府県	Ⅳ	81	図Ⅳ-10	2021年以降、狩猟捕獲と許可捕獲の数値が逆になっているのではないのでしょうか。	誤りのため修正。
127	都道府県	Ⅳ	82	表Ⅳ-1	本県の捕獲頭数に誤りがあるので、下記のとおり修正いただきたい。 2015年 31,885頭、2016年 25,733頭、2017年 26,294頭、2018年 24,557頭、2019年26,827頭、2020年 30,434頭、2021年 32,492頭、2022年 29,306頭、2023年 29,216頭、2024年 33,435頭	表を削除。
128	都道府県	Ⅳ	82	表Ⅳ-1	栃木県の2024年度捕獲数 11165→14072に修正していただきたいです。	表を削除。
129	学会	Ⅳ	103	10	「計画立案を行う上での詳細事項」について、出典・根拠が示されていないものが多い。	頂いた意見を踏まえ、追記した。
130	都道府県	Ⅳ	108	全	秋田県におけるシカの生息状況の類型区分はⅡである(捕獲・目撃数の増加、農林業被害の点在)。表Ⅳ-10では「目標すべき状態及び留意すべき点」として十分なメス捕獲の実施をあげている。本県では、集団化・定着化する越冬箇所での捕獲を進めているが、十分なメス捕獲には至っていない。メスを優先して捕獲する有効な方法をご提示願いたい。	ご指摘いただいた内容については、具体的な対応を示すことが難しいため、今後の参考とさせていただきます。
131	都道府県	Ⅳ	111	16	「管理実施単位である社会要因に加え、対象とする個体群の生物学的な分布範囲を考慮して決定する必要がある」とは具体的にどのようにすることを想定しているのでしょうか。現在岩手県の管理ユニットは、社会的要因はあまり考慮しておらず、「移動の困難さ」のような地理的要因等で区分していますが、計画改定に際して参考にしたいので、教えてください。	参考文献を示しているため、本文中で具体例は示さない。(文献では、神奈川や兵庫の例が示されている。)
132	都道府県	Ⅳ	115	1	「統計的手法を用いて解析すると～」と記載がありますが、簡易でも、一般行政職員で実施可能な方法があれば教えてください。	図は縦軸に被害程度、横軸に生息密度をとっているだけなので、調査設計ができていれば行政職員でも可能と判断し、本文の修正はしない。 保護管理レポートや「いま、どこで 捕獲を強化していくのか」の参照先を記載した。
133	学会	Ⅳ	115	図Ⅳ-19	植生衰退度で示されるような地域全体での植生の衰退状況と生息密度の関係と、希少種への影響と生息密度の関係、植生が回復に転じる生息密度の閾値など、目標設定には様々な観点からの丁寧な検討が必要であることを、図表を含めた形でもう少し具体的に記述したほうがよい。この図をばつと見た時に、非専門家が、ガイドラインに書いてあった「10頭/km2」を目標にすればよい、と誤解してしまう可能性がある。本ガイドラインは、動物も植物も熟知している担当者が計画をつくることを前提で作成されている印象があるが、実際には「どちらも知らない」担当者が計画の作成にあたる可能性が極めて高い。このようなことを想定して、記述内容ががえって悪影響をもたらさないような、慎重な表記を心がけたほうがよいと思います。	10頭/km2を強調した表現を消し、5頭や20頭の結果もあることを追記。
134	都道府県	Ⅳ	120	6	出猟カレンダー調査や、SPUE、CPUEについて詳しく説明していただくか、もしくは「スタンダードな方法や調査の基礎的な情報」が学習できる書籍を参考文献として紹介いただけないでしょうか。 現在当県では、出猟カレンダー調査はできていません。いずれも大切なものであるとは理解しておりますので、次期計画改定に際して導入を検討したいのですが、目撃数ひとつとっても「同一グループが同一メッシュで複数回捕獲を行った際の目撃数の計上方法はどちらがいいのか」など、実際の運用を考えたときに、そもそも目撃数や捕獲数を、どういった形で収集すればいいのかがわかりません。また、計算したSPUEやCPUEについても、例えばシカは銃SPUEが密度指標としてある程度有効とは聞きましたが、それも「聞いた話」以上のものが無く、きちんとした文章や参考文献が必要と考えていますが、見つけることができていません。	ご指摘いただいた内容については、引き続き検討を行い、保護管理レポート等で提示することを検討する。
135	都道府県	Ⅳ	123~130		個体数推定の手法について階層ベイズ法以外の個体数推定法にほぼ触れていないこと、説明に不正確な箇所が散見されることから、全面的な書き直しが必要。詳細は別添資料1を参照。	意見のとおり対応。

都道府県等への意見照会結果と対応

参考資料2

整理番号	ご意見者区分	項目	ページ	行	ご意見要旨	対応
136	都道府県	IV	125	表IV-16	表中に示されているモニタリング(区画法、糞塊法など)について、それぞれがどんな調査なのかをがわかる資料を提示いただくか、本文に記載していただけないでしょうか。計画改定の際にモニタリング手法を検討したいと考えていますが、当県が県土が広く、適切な調査としてどんなものがあるか、といったことを検討する時に資料が必要なのですが、かなり難しく、検討に困難さを感じています。 また、ポイストラップでも密度調査ができるようになったと聞きましたが、今回の改定で掲載して比較いただくことは難しいでしょうか。	参考文献に人材育成研修のURLを記載。 ポイストラップについては引き続き記載を検討する。
137	学会	IV	125	表IV-16	個体数推定法はハーベストベースドモデルだけではないので、「ハーベストベースドモデルの階層ベイズ法」という文言はすべて削除し、単に「個体数推定値」とする。一番左の列の「生息動向に関するモニタリング指標」は別添資料1にある本文中の修正に対応させて「個体数に関するモニタリング指標」とする。個体数に関するモニタリング指標は、本文の修正等対応させて、「直接指標」と「間接指標」の2種に減らし、それぞれ類型III～VIにおいては収集をすべて必須とする。	意見のとおり対応。
138	都道府県	IV	126	21	「個体密度の絶対値が少しでも含まれていること」とありますが、その絶対値が取得できる調査がどれであるかを、125ページにある一覧表などで教えて抱けないでしょうか。	文章を削除。
139	都道府県	IV	126	22	「CPUEを密度指標として用いる場合でも捕獲努力量の年度の間の変動が大きいことの重要性が示唆されている」とありますが、どの程度の変動が必要なのでしょう。	ご指摘いただいた内容については、引き続き検討を行い、保護管理レポート等で提示することを検討する。
140	省庁	IV	-	-	IV資料編については、パブコメにもかけられていないが、今後、合議はあるのか。	後日、合議を予定
141	省庁			全般	全般的に冗長な文章が続きがちな構成のため、小見出しを付けたり箇条書きにするなど、読みやすく、理解しやすいように工夫してはどうでしょうか。 (例：P27、P29下半分、P34、P46上半分など) また、実務で使用されると思われる「III計画立案編」については、全文、箇条書きにしようでしょうか。	頂いた意見を踏まえ、検討する。
142	省庁			全般	「記載する」について、次の2つの意味が混在して誤解が生じやすいと思われるため、↓の後者については、例えば、「紹介する」とか「説明する」といったタームにすべきではないでしょうか。 ・「III計画立案編」では、都道府県が特定計画に盛り込むべき事項を「記載する」という使われ方。 ・他方、例えばP24の末尾では、本ガイドラインの別な場所に「記載する」という使われ方。	頂いた意見を踏まえ、検討する。
143	都道府県				改正により半減目標の達成や被害減少へどういった効果が期待できるかを含めて、前ガイドラインとの変更点を簡潔にまとめて欲しいです。	概要版を作成予定。
144	都道府県				「モニタリング」、「被害防除対策」、「捕獲対策」の3つに要点を絞り、簡潔に指針を示すべきだと思います。	頂いた意見は、今後の検討材料として活用する。
145	都道府県				主な変更点や、押さえておくポイントを事前に教えていただきたい。	概要版を作成予定。
146	都道府県				自治体にとっては長すぎて読むだけでも大変なので、概要版を作成いただけるとありがたいです。	概要版を作成予定。